

2025年2月20日

各位

会社名 シンバイオ製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 吉田文紀
(コード番号：4582)
問合せ先 副社長執行役員兼CFO 福島隆章
(TEL. 03-5472-1125)

**新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による
第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行の中止及び資金使途等の変更に関するお知らせ**

当社は、2024年12月25日付の「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結及び第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」（以下「当初プレスリリース」といいます。）及び2025年2月6日の「第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当決議予定日の変更に関するお知らせ」（以下「変更プレスリリース」といいます。）で公表いたしましたとおり、2024年12月25日付取締役会において、Cantor Fitzgerald Europe（以下「割当予定先」といいます。）との間で新株予約権付社債発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）を設定し、本プログラムに基づき、第4回乃至第7回新株予約権付社債を発行することについて決議しておりました。本プログラムに基づき、本日、第6回新株予約権付社債に係る割当決議が行われる予定でした。

しかしながら、本プログラムの設定契約上、割当予定先による各割当の引き受けについては、割当予定先及び/又はその関連会社の内部承認が得られること等が条件とされているところ、当社は、2025年2月14日、割当予定先から、足元の市況等を総合的に勘案して期日での予定の引き受けが難しいこと、また、第6回新株予約権付社債第三者割当を実施した場合に残存する第7回新株予約権付社債にかかわる上限交付株数が限定的であることを踏まえて手続きの効率化についても考慮し、第6回新株予約権付社債の発行日程を第7回新株予約権付社債の発行日程と同一にしたい旨の要請を受けました。当社としては、第6回新株予約権付社債にかかわる日程変更の可否について検証したものの、払込期日の変更は本プログラムの重要な変更該当するため、本日（2025年2月20日）開催の取締役会において、本第三者割当のうち、第6回新株予約権付社債第三者割当に関して、その発行を中止することを決議いたしましたので、調達資金の総額や資金使途等の変更を含め、関連する事項を以下のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、割当予定先が、本第三者割当のうち、2025年3月25日に割当決議を予定している第7回新株予約権付社債第三者割当について、予定通り割り当てを受ける意向である旨を2025年2月18日に確認しております。今後、投資家の皆様が開示すべき事項が発生した場合には、その都度速やかに開示を行います。また、本プログラムに基づく調達資金の総額や資金使途等に変更が生じる場合には、その内容についても速やかに開示いたします。

本第三者割当や本プログラムの詳細については、当初プレスリリース及び変更プレスリリースをご参照ください。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株予約権付社債の発行の中止及びこれに関連する事項に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における新株予約権付社債についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

1. 本プログラムにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期（変更後）

（変更箇所には下線を付しております。）

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| | |
|-------------|----------------|
| ① 払込金額の総額 | 1,800,000,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 100,000,000円 |
| ③ 差引手取概算額 | 1,700,000,000円 |

（注）1. 上記の金額は、第4回新株予約権付社債及び第5回新株予約権付社債に係る払込金額に第7回新株予約権付社債の発行に伴い見込まれる払込金額の上限額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。なお、第7回新株予約権付社債の発行額が減少される場合又はその発行自体が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

| | |
|-------------------------|----------------|
| ・ 第4回新株予約権付社債に係る払込金額の総額 | 600,000,000円 |
| ・ 第5回新株予約権付社債に係る払込金額の総額 | 600,000,000円 |
| ・ 第6回新株予約権付社債に係る払込金額の総額 | 0円 |
| ・ 第7回新株予約権付社債に係る払込金額の総額 | 最大600,000,000円 |

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用・届出書データ作成料、アレンジャー（キャンター フィッツジェラルド証券）に対するアレンジメントフィー、法務局登記費用、その他諸費用（司法書士費用・信用調査費用等）です。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 手取金の使途

本第三者割当により調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、下記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。また、当初予定していた資金調達額からの減額分については、内部資金、パートナーによる支出又は必要に応じたエクイティファイナンスの実施により補填することを検討しております。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|------------------------------|---------|------------------|
| ① 抗ウイルス薬ブリンシドフォビルの開発資金（直接経費） | 960 | 2025年1月～2025年10月 |
| ② 抗ウイルス薬ブリンシドフォビルの開発資金（間接経費） | 740 | 2025年1月～2025年10月 |
| 合計 | 1,700 | |

（注）上記で記載しております本第三者割当て調達される手取金については、本第三者割当における払込金額の総額の上限額 1,800,000,000円 から、本第三者割当に要する発行諸費用の概算額 100,000,000円 を差し引いた金額である 1,700,000,000円 として記載しております。但し、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が 11,300,000 株を上回る場合には、後続の第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株予約権付社債の発行の中止及びこれに関連する事項に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における新株予約権付社債についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(手取金の具体的な用途)

調達資金の用途の詳細は以下のとおりです。

① 抗ウイルス薬ブリンシドフォビルの開発資金（直接経費）

抗ウイルス薬の開発資金の内訳は、2019年9月に新規導入した注射剤ブリンシドフォビル（IV BCV）の開発資金のうち、直接経費として、主に、米国において進めている造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を適応症とする開発の第Ⅲ相臨床試験に係る経費、造血幹細胞移植後サイトメガロウイルス感染症については第Ⅱ相臨床試験の実施に係る経費、2024年8月に開始したNK/T細胞リンパ腫患者を対象とした国際共同第Ⅰb相臨床試験実施に対する開発の支出を見込んでおります。臨床試験は米国のグローバルな医薬品開発業務受託機関に委託しております。このうち、2025年1月から2025年10月までの支出960百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金を充当いたします。なお、2025年1月において75百万円を支出済みです。

② 抗ウイルス薬ブリンシドフォビルの開発資金（間接経費）

注射剤ブリンシドフォビル（IV BCV）の開発が複数の適応症で進展することに伴う人件費を含め、今後も開発組織強化のため間接経費としての支出を見込んでおります。このうち、2025年1月から2025年10月までの支出740百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金を充当いたします。なお、2025年1月において23百万円を支出済みです。

資金用途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

2. 今後の見通し

第6回新株予約権付社債第三者割当の中止による当社の業績への影響は軽微であると判断しておりますが、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株予約権付社債の発行の中止及びこれに関連する事項に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における新株予約権付社債についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。